

広 報

なかがわ



- 平成21年度 町政執行方針、教育行政執行方針
- 「第5次中川町総合計画基本構想(案)および基本計画(案)」の諮問に対する答申をいただきました
- プロジェクト北の杜通信
『中川町で自然を学ぼうー「雪の杜」お愉しみの厳冬暮らし遊び体験ツアー』を開催しました

2009

4

No.599

平成21年度 町政執行方針

中川町長 亀井義昭

平成21年第1回定例議会の開
会にあたり、町政の執行方針を
申し上げ、町議会議員各位並び
に町民の皆様にご理解とご協力
をお願い申し上げます。

わが国の経済は、米国の金融
危機により、日本企業も空前
の影響に端を発した世界同時不況
の減益・赤字決算など、危機的
な状況に直面しており、経済成
長の要因が見出せない深刻なも
のとなっております。国は、昨
年秋から補正予算を編成して各
施策を打ち出しておりますが、
低迷を続ける地域経済・地方自
治体への真の経済活性化への反
映は、十分にはなされていない
現状であります。経済低迷の長
期化は、町民生活や町財政への
影響が危惧されるところであり
ますので、国の動向・経済対策
に傾注し、中川町として、でき
得る限り国の動きに呼応した施
策に取り組んでまいりる考えであ
ります。

平成21年度の町政執行にあた
りまして精一杯、取り組んでま

まいります。

以下、本年度の取り組み施策
について申し上げます。

「暮らしやすさを実感するま
ちづくり(保健・福祉・医療、
生活環境分野)」

少子高齢化の進行に伴い、保
健・医療・福祉の継続的な社会
福祉制度に関わる社会保障関係
費が増大し、地方自治体の財政
に大きな影響を与えております。
町民が、健康でいきいきとし
た生活をし、個々に応じた地域
参加をし、暮らしやすさを実感
するために、中川町社会福祉協
議会をはじめ、各関係機関・団
体との協力体制を密接にして、
地域福祉の推進に努めてまいり
ます。

1. 地域福祉の強化について

町民が住み慣れた地域で共に
支え合い、安心して暮らすこと
のできる地域づくりの理念を基
本とし、町民一人ひとりの自立
を支える仕組みや地域住民が支

え合う活動を支援する体制づく
りを中川町社会福祉協議会と連
携し進めてまいります。

また、多様化する福祉ニーズ
に対応できる地域福祉サービ
スの充実を図り、町民が暮らし
やすさを実感するまちづくりに努
めてまいります。

2. 高齢者福祉の充実について

高齢者が家庭や地域の中で安
心した在宅生活を続けられるよ
う、中川町社会福祉協議会と連
携し、介護予防・生活支援事業
を継続し、健康管理や生きがい
のある日常生活が送られるよう
努めてまいります。

また、「貯筋体操教室」を継
続し、介護予防や介護が必要な
状態になっても、自立した生活
ができるように日常生活の支援
に努めてまいります。

さらに、社会福祉協議会が実
施する高齢者への事業に対して
引き続き支援してまいります。
次に、介護保険事業について
であります。介護保険事業計

画は介護保険法第117条の規
定により、保険者である市町村
が、国の定める基本計画に即し
て、3年を1期とする介護保険
事業に係る保険給付の円滑な実
施に関する計画として定めるこ
ととされています。

本町では、平成11年度に第1
期、平成14年度に第2期、平成
17年度には第3期の計画を策定
し、それぞれ被保険者の意見を
反映させた計画となっております。
第4期計画(平成21～23年
まで)についても同様に住民代
表や各団体の代表者からなる策
定委員会を設置し、策定いたし
ました。

介護保険料については、今後
3年間における総人口・高齢者
人口・認定者推計などから介護
サービス事業等のサービス事業
を算出した結果、現行介護保険
料単価を上回る数値となりまし
たが、一定程度の積立金を取り
崩し、保険料の引き下げを行っ
てまいります。

また、特別養護老人ホーム
「一心苑」については、年次的
な計画を立て老朽化した施設設
備について改修を進めてまいり
ます。

平成20年度からスタートいた

しました75歳以上の方を対象と
した後期高齢者医療制度(長寿
医療制度)については、北海道
内の全市町村で構成する北海道
後期高齢者医療広域連合と連携
しながら、円滑な運営に努めて
まいります。

3. 子育て支援について

子どもは地域における財産で
あり、生涯にわたる人間形成の
基礎が培われる重要な時期であ
る幼児期から発達段階に応じて、
家庭、学校、地域社会が一体と
なって、基本的な倫理観や規律
性・自立心・たくましく生きる
力を育むため、子育て支援を推
進してまいります。

平成19年度から開設しており
ます幼児センターについては、
乳幼児の育成と就学前の教育に
努め、子どもが健やかに育つよ
う引き続き充実を図ってまいり
ます。

また、中川町放課後児童保育
事業については、平成21年度か
ら夏休み・冬休みなどの長期休
業の対応として、開所日の拡大
を行い、児童の健全な育成に努
めてまいります。

平成17年度に策定いたしまし
た中川町次世代育成支援行動計

画(前期)(平成17年度から平成21年度)が平成21年度で終了することから策定委員会を設置し、後期計画(平成22年度から平成26年度)を策定してまいります。

4. 自立した生活への支援に CS2

町民一人ひとりが地域社会の中で自立し、経済的・精神的に豊かな暮らしが送れることは重要であります。中川町第2期障害福祉計画に基づき、障害者の自立に向けての問題に柔軟に対応できる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を行ってまいります。

また、障害者自立支援等の給付を行い、障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

ひとり親家庭に対する支援については、生活・保育・就学・就労などのための相談や指導の充実、支援助成制度などの周知・有効活用を進めてまいります。

5. 保健・医療・食育の充実 CS3

生活習慣病の治療費については、町の医療費の約7割を占めることから、引き続き本年度も

町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、食事・運動などの学習活動を支援し、特定健康診査等実施計画に基づいた特定健診については、自己負担割合の軽減を図ってまいります。また、本年度から中川町立診療所において特定健診の受診が可能となることから、一層の受診率の向上を図り、各種予防接種の予約制の導入を図り、保健予防の強化と医療費の抑制に取り組んでまいります。

次に、各種がん検診事業については、受診率の向上を図り、早期発見・早期治療につなげ、町民の安心に努めてまいります。母子保健については、国の第2次補正による妊婦検診の助成拡大を受け、本町においても妊婦健診における回数を14回に拡大し、安心して子どもを産み、健やかに育てる事業の充実に努めてまいります。

食育については、食育推進計画に基づき本町における子どもたちの実態調査等により、食の偏りや運動不足・発育発達のバランスの把握を行い、保健師・栄養士による発育発達に関する相談学習活動を各関係機関と連携し推進してまいります。

町立診療所・町立歯科診療所の両診療所については、「医療法人社団 樫会」、「医療法人社団 五島会」に運営を委ねておりますが、今後においても医療法人との連携のもと地域医療を守り、町民の安心の確保に努めてまいります。

また、歯科診療所については、昭和49年に建設され35年が経過しており、老朽度調査並びに耐力度調査の結果は、構造上危険・緊急実施と診断されていることから、利便性・快適性を考慮し建替えを計画し、本年度設計委託を実施してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本町の国民健康保険制度は、地域医療の確保と町民の健康保持増進に大きな役割を果たしております。

本町における保険者負担分の医療費については、ここ2年間は横ばいで推移しておりますが、近年の高齢化の著しい進行と医療の高度化等により医療費は今後増加する傾向が予想され、保険制度を支える被保険者の多くは所得の低い退職者や高齢者であるという構造的な問題に加え、景気低迷や農業等第一次産業の

不振による総所得の著しい減少は保険財政を一層厳しくするものであります。今後とも本制度を安定的に維持するためには、医療費の適正化と被保険者からの適正な負担を求める必要があります。

国民健康保険被保険者の健康づくりを進めていくために、特定健康診査費用の自己負担割合の軽減を図り、受診しやすい環境を整えてまいります。特定健康診査の受診者には、健康相談・保健指導を通じて、日ごろからの健康管理を支援するとともに、各種健康診査体制の充実・強化を図り、病気の早期発見・早期治療に努め、医療費の軽減を目指してまいります。

また、保険税の適正な負担に以降における税率割合を据え置いてきたことによる税率バランスが崩れてきていることから見直しを行い、保険税の引き上げに係る条例改正の提案を第2回定例議会を考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

6. 交通安全・防犯対策の充実 CS4

悲惨な交通事故を防ぐために、「中川町地域安全推進協議会」及び「中川町交通安全指導委員会」と連携を図り、期別・特別交通安全運動期間における啓発と、年間を通じた幼児・児童・生徒・町民及び車両運転者に対する交通安全の啓発に努めてまいります。

犯罪を未然に防止するため、「住民の安全は住民自らが守る」との考えから、地域住民、関係団体等の協力をもとに、「こども110番の家」、「移動子ども110番協力車」、「中川町セーフティパトロール隊」、「中川町老人クラブによる「こどもを見守る会」などと連携し、町民の防犯意識の高揚に努めてまいります。

また、「中川町交通安全と防犯に関する基本条例」の一部を改正し、交通事故や犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等が支援を求めた場合に対して、これらに対応する窓口の明確化と、関係団体との連携を深めるための取り組みを進めてまいります。

7. 生活環境の充実について

居住環境の整備については、町営住宅の外壁補修・屋根補修等を計画的に行い、入居者が快適に暮らせるよう努めてまいります。

下水道施設（中川地区農業集落排水施設）は、供用から10年が経過し、機器設備・真空警報装置等の老朽化が進んでいることから、平成22年度の機能強化事業（農業集落排水資源循環統合補助事業）の採択に向けての事業調査計画策定に取り組みまいります。

また、集落における合併処理浄化槽整備につきましても、計画的に取り組んでまいります。

8. 消防・救急業務について

本町における火災発生件数は、平成19年の1件に対して平成20年は2件、救急出動件数は平成19年の41件に対して平成20年は58件と、火災・救急ともに増加傾向にありますので、火災予防・救急業務の強化に努めてまいります。

住宅用火災警報器については、町営住宅の設置は完了してありますが、個人住宅への設置につ

いての普及啓発活動に努めてまいります。

次に、救急業務であります。平成21年3月の救急救命士国家試験受験のため、現在1名の職員が札幌市消防学校にて教育訓練を受けております。中川支署として3名の救急救命士が配置される予定となり、救急出動要請時には1名の救命士が同乗できる体制を整え、救命率の向上に繋がるよう取り組んでまいります。

消防団員の補充については、関係機関のご理解・ご協力により団員充足率が前年より5%アップの83.3%となりましたが、今後とも団員確保に努めてまいります。平成20年度に「消防団員協力事業所表示制度」に基づき3事業所が管理者より認定されましたが、平成21年度も認定事業所が増えるよう啓発に努めてまいります。

消防広域化、消防救急無線デジタル化については、消防本部と連携を密にして今後協議を進めてまいります。

9. 防災対策について

山地と森林に囲まれ、天塩川をはじめ数多くの中小河川を持

ち、集落が点在する中川町では、台風や洪水・雪崩などの自然災害の予防と、災害発生時に適切に対応できる防災体制の充実が求められています。

このような災害が発生したときに被害をできるだけ小さくするためには、瞬時の情報提供と啓発・避難所への誘導・避難要支援者に対する支援体制の確立など、地域の防災力を高めておくことが必要であり、「中川町地域防災計画」に基づき、防災組織体制の整備や職員向けの初動マニュアルの徹底、各家庭に配布しました「防災のしおり」による災害時の心得や避難場所避難要支援者に対する支援体制の把握などについて、町内会・自治会や関係団体との連携を強化するとともに、非常時に備えた関係団体との災害対策協定の推進を図ってまいります。

また、町内の建築物の耐震対策のために耐震改修促進計画に基づき、整備・普及などの推進に努めてまいります。

【豊かさと安心を両立】を実感するまちづくり（土地利用、道路等の基盤、産業分野）

本町の基幹産業である農林業を軸に、交通基盤等の強化を図り、商工業や観光の振興に取り組み、活力あるまちづくりを進めてまいります。

1. 畜産振興について

平成21年度の生乳生産計画については、昨年に引き続き2年連続となる増産計画が打ち出されました。

一方で、肥料や燃油などの生産資材や穀物価格の高騰など、酪農畜産を取り巻く状況は厳しさを増しており、経営体質の強化・生産コストの低減が急務となっております。

このため、平成21年度より継続して、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）に着手し、飼料基盤の造成整備改良畜産施設の整備等を実施し、良質粗飼料の確保と飼料自給率の向上を推進し、畜産経営の安定化に取り組んでまいります。

また、家畜伝染病の猛威から地域畜産経営を守るために、中川町家畜伝染病自衛防疫事業組

合が核となり中川町家畜伝染病予防対策互助制度に基づき、緊急事態に対応する体制整備の強化に取り組んでまいります。

2. 畑作・野菜振興について

平成19年度に導入された「水田・畑作経営所得安定対策」（品目横断的経営安定対策）は、本町の畑作・野菜経営は農業所得の減少や遊休地の増加となり、かつ、肥料・燃油等生産資材の高騰により、厳しい状況になっております。

平成21年度は、地域の生産力を維持するために、国が実施する「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」、「担い手経営革新促進事業」の導入や、「中川町元気な土づくり推進事業」、「施設野菜導入対策」、「畑作・野菜経営安定化推進事業」を継続し、農業者の生産所得の確保に努め、安全で安心な農産物を出荷するため「かぼちゃ・残留農薬の自主検査支援事業」の継続と、イエス・クリーンなどの農業認証制度への取り組みを進めてまいります。

また、エゾシカ等有害鳥獣駆除対策の強化については、鳥獣被害防止計画を作成し、取り組

んでまいります。

3. 林業振興のCSN

本町における町有林・民有林の振興については、森林整備計画・施業計画に基づき、森林が持つ国土や自然環境の保全・水資源の涵養・地球温暖化防止といった多面的な機能に配慮しながら整備を進め、町有林の循環利用に向けた調査等に努めてまいります。

「21世紀北の森づくり推進事業」、「森林地域整備活動支援交付金制度」等の補助事業を活用し、森林整備事業を進めてまいります。また、森林施業の効率化を図るため、大和林道改良事業を取り組み、林道の維持・管理に努めてまいります。

地域の林業経営を担う後継者を育てるために、森林・林業への関心を高める地域活動及び町民植樹の開催などへの支援を進めてまいります。

4. 農業担い手対策

平成21年度における専業農家戸数は、平成10年度の103戸からこの10年間で半減し55戸となり、農家戸数の減少は依然として進行しています。さらに、

後継者不在率は44%と高く、地域農業の振興を図るためには担い手確保対策が重要な課題となつていきます。

新規就農者誘致事業については、中川町新規就農者誘致特別措置条例を改正し、新規就農者の受け入れについては、関係機関・新規就農推進員からなる中川町新規就農者誘致促進対策協議会との連携を強化し、地域の基幹産業の振興に努めてまいります。

また、農業後継者対策については、北海道就農計画認定制度を活用し、社団法人北海道農業担い手育成センター、中川町農業委員会等と連携を図り、各種支援事業、研修事業への取り組みを進めてまいります。

5. 商工業の振興のCSN

本町を取り巻く経済情勢は、世界同時不況の波が押し寄せ益々厳しさを増し、地域内の個人・法人所得に大きな影響を及ぼしています。商業については、昨年実施した買い物アンケート調査結果からも、消費動向の低迷や近隣の大型店への流出などにより、町内での購買力は低下し、商店街は依然として厳しい

状況にあります。

厳しい状況を脱し、商工業の振興を図るため、町商工会との連携のもと、プレミアム商品券への補助等助成に努めてまいります。

また、「中川町起業チャレンジ事業」の活用を促し、地域商工業の活性化に努めてまいります。

「企業振興促進事業」については、本町の産業振興と雇用機会の拡大を目的に事業を進めてまいります。

中小企業の運転・設備資金の融資制度についても引き続き支援してまいります。

6. 観光振興のCSN

平成20年度上期における本町の観光客数は、燃料費の高騰や景気の低迷等により総体的に前年度より約20%も減少しております。

ポンピラアクアリズイング、加工センター、道の駅の3施設については指定管理者制度を導入して3年を経過しましたが、厳しい経済情勢下での3施設が効率的な運営に結びつくよう指導と連携を図ってまいります。また、ポンピラアクアリズイン

グの改修を契機に、町民の保養施設として利用が高まるように適切な指導監督に努めてまいります。

8年間継続した特産品の開発関係の成果等について、本年度は集大成の年として位置づけ、引き続き新商品の開発や町内外へのPRによる販路拡大について、商工会との連携に努めてまいります。

また、世田谷区との交流事業については、今までの官民一体となり取り組んできた事業が実を結び、今後の新たな展開として、世田谷区が財団法人地域活性化センターのモデル事業である「平成21年度移住・交流受入システム支援事業」を実施するに当たり、世田谷区・島根県隠岐の島町・群馬県川場村、そして本町の共同で取り組むことになりました。

7. 道路交通網の整備のCSN

道路整備については、国・道ともに厳しい財政事情にあり、事業実施にあたっては、投資的効果が高まる道路づくりと事業コスト縮減に努め取り組んでまいります。本年度は、町道国府18線本線の改良(延長450m)

と、菅田国道線の改良・舗装(延長310m)、菅32線本線の路盤改良(延長50m)を進めてまいります。

また、町道における橋については、橋梁長寿命化修繕計画策定に取り組んでまいります。

8. 情報・通信基盤の整備のCSN

情報・通信基盤の整備については、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」利用できるユビキタスネット社会の実現に向けて、ブロードバンド・ゼロ地域などのデジタル・ディバイド解消に向けた積極的な取り組みが求められております。

現在、本町の情報・通信基盤整備の状況は、ADSL回線や携帯電話が整備されておりますが、共和・安川・国府地区34世帯が未整備であり、今後とも地域情報格差の是正に向けて通信事業者への働きかけを進めてまいります。

次に、平成23年7月の地上デジタル放送開始に向けた対応については、地上放送事業者や関係機関と綿密な連携を図り、デジタル放送への円滑な移行に努めてまいります。

【すばらしい自然を美感受る
まちづくり（自然の保全と利
用、廃棄物処理、景観分野）】

1. ごみ処理・リサイクル・ 環境の保全に（5）

本町のごみ処理及び下水道等の汚泥処理については、西天北五町衛生施設組合において資源の循環・環境負荷の低減を図り適切に処理を行っております。

今後とも、清潔できれいな生活環境を保持するために、町民の協力をもとに、ごみの減量化・リサイクルの推進やごみの不法投棄などの防止を図り、自然環境の保全と美化意識の向上に努めてまいります。

また、森林や河川などの自然環境のすばらしさを、多くの方々に実感していただけるように、森の学校をはじめとする自然体験学習などの事業の充実を図り、また、各種団体と連携を図ってまいります。

【中川らしい楽しみを実感する
まちづくり（生涯学習・スポーツ、学校教育、文化分野）】

この分野については、教育行政執行方針に委ねますが、教育

委員会と連携し「ふるさと中川」を大切にしていくまちづくりを進めてまいります。

【誇らかな町を実感するまち づくり（住民参加、交流）】

1. 町民の参画に（5）

町民と行政がまちづくりについて、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任のもとで相互の立場を尊重し、対等な関係に立つて協力していくことが求められます。

町の独自の施策を企画・実施する際に、町民の参画を必要とする場面への手立てとして、まちづくりの目的や課題についての必要な情報を共有し、「中川町まちづくり参加条例」に基づいた町民参加による協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

協働のまちづくりを進めるにあたっては、町民の判断材料となる情報の提供と、町民の意見を取り入れる機会づくりに努めてまいります。広報紙等を活用し、町民と行政・町民相互の情報交換ができる場づくりなど、町民参加の充実を図り、自治会

・町内会からの要請による開催や説明会についても、積極的に対応し地域課題の共通認識を深めてまいります。

2. 地域間交流・移住交流に （5）

団塊の世代の大量退職で2007年問題が注目されたことを機に、「都市から地方への移住」や「地域間の交流」の気運が高まっています。中川町のすばらしさを身近に感じられるようにわかりやすい情報を発信し、町外の人に何度も足を運んでいただき、町民との交流や豊かな自然のすばらしさを体験できる体制を整え、ながわファンの拡大に努めてまいります。

また、中川町のことを理解し、ファンになった人の定住希望に対する支援と受け入れ体制づくりに努めてまいります。

本町においては、「ながわファンづくり」に視点をおき、様々な取り組みを進め、平成19年度から「プロジェクト北の杜」・「全国水源の里連絡協議会」に取り組んでおり、地域間交流や移住交流が一方通行とならず、双方が潤える交流に発展するよう努めてまいります。

【行政改革・行政運営】

基礎自治体である市町村は、少子高齢化社会や地方分権時代を迎え、住民自治を基本とした行政へ転換し、地域課題に対応できる簡素で効率的な行政運営と、住民福祉の向上のための行政サービスの維持を目指し、厳しい行財政を乗り切るための対策が求められています。

「中川町行政改革大綱」に基づき、継続して効率的な行政運営に努め、自治体健全化の4つの判断指標に配慮しながら、行政と地域とが果たす役割を明確にして、町民の自助・自立の啓発を図りながら協働のまちづくりを目指し、行政効果を見極めた事務事業の重点化、総合的な事業計画を進めてまいります。

また、国では、中心市と周辺市町村が締結する協定に基づき役割を分担し、相互に連携する「定住自立圏構想」を推進しており、この構想についての研究を進めてまいります。

以上、平成21年度町政執行方針といたします。

町議会議員各位、町民の皆様のおお一層のご理解とご協力を
お願い申し上げます。

平成21年度 教育行政執行方針

中川町教育委員会教育長 千葉 訓

平成21年中川町議会第1回定例会にあたり、中川町教育委員会行政執行方針を申し上げます。

現在、我が国においては、改正教育基本法及び教育関連三法に基づき、新しい時代の要請に応える教育改革が着実に押し進められております。

また、北海道教育委員会は「自立」と「共生」を基本理念とした第4次北海道教育長期総合計画を策定し、北海道らしい教育の創造に向けた取り組みを進めております。

急速な社会変動の中で教育は更に重視され、社会の変化に柔軟に対応し、知的で個性的な人材を育て、新しい社会を建設していくことを目標に地域社会が連携し、豊かな社会をつくり上げるのが重要であります。

しかし今日的には、いじめや不登校問題・問題行動など多発し、その対応に追われたり、近年、表出しているネット問題など現実的には現場としても厳しい対応が求められております。

更に今日、重視されている学力・体力の課題も多く、総合的な対応に迫られており、特に学力につきましても、児童・生徒が日常的に学習活動に取り組む習慣や態度の育成が必要であります。

このような中で中川町教育委員会といたしましては、本町における恵まれた自然や地域を支えてきた町民各位のご支援を頂き、郷土の歴史や文化を通して、生きがいと豊かさを持った子どもを育てるため学校教育・社会教育の柔軟性ある取り組みを強化し、地域の教育力向上に努めてまいります。

また、学習指導要領の改訂に伴う移行措置として、小学校における外国語活動などの取り組みや、学校支援対策として地域社会が学校教育を支援するための教育課程づくりなどの新しい試みを通し、子どもの学力向上に寄与する方策も検討してまいります。

また、小・中学校の耐震化を

含めた大規模改修を継続して進めるとともに、地域ぐるみで子どもたちを見守る活動を通し、安心・安全な教育環境づくりに努めてまいります。

【学校教育の充実へ個々の学習力向上を目指して】

はじめに学校教育の充実について基本的な考え方を申し上げます。

1. 「生きる力」を中核とした「確かな学力の定着」「豊かな心」「健やかでたくましい心身」の強化育成

変化の激しい社会において「生きる力」の育成は急務であり、このことの達成のため、「確かな学力の定着」につきまして、子どもたちが意欲的に学習活動に取り組める体制が必要です。以前にも述べていますが、「わかる授業」の構築こそが大切であると同時に、一部ではありますが全国学力テストの結果

に見られるように家庭学習の習慣化など子どもたちを支援していく環境づくりが必要です。そのために学校内における授業づくりの大切さを推進できる校内研修体制の確立を支援し、更に家庭における学習時間の確保のため学校支援事業とタイアップして「学ぶ喜び」に連動する方策を強化支援してまいります。

「豊かな心」の育成については、道徳授業・総合学習・ふるさと学習などを通し、組織的に取り組む学校体制の確立を目指し、地域の文化や自然とのふれあいを通して、より豊かな心の育成に努めます。多くの地域の良さを体験する中で、社会の規範など地域に学ぶ学習の充実にも努めます。

「健やかでたくましい心身」の育成につきましては、家庭や学校における、食育という観点も含めた基本的な生活習慣の必要性を啓宣し、知識・技能を身につけさせ、自ら活動できる子の育成を図り、意欲的に活動する習慣をつけるための支援を強化します。

なお全体的ではありませんが、全国体力テストの評価に見られるように体力の低下が指摘され

ており、校内における体力向上プランの策定や地域における児童・生徒に対する「なかがわキッズ」（仮称）などの活動を通して、自己の体力向上に努める態度を育成してまいります。

2. 地域に信頼される学校づくりに教員の資質能力の向上（学校力）

変化の激しい社会を生きぬくために児童生徒の力量を高めることは、今日、教育の重要な課題であります。そのためには学校が地域に開かれた学校づくりを更に推進し、地域と一体感を持てるよう工夫し、地域から一層信頼されることが大切であります。

このため学校が教育活動をはじめとする学校運営状況について自己評価と外部評価を行い、その結果を公表する学校評価システムの充実を図ってまいります。

また、学校教育は教師の資質能力に負うところが大きく、教育の専門家として「わかる授業」の追求や児童・生徒に対し、深い愛情と使命感など広く豊かな力量が求められます。

教師は常に教師力の向上を目

指した「校内研修」や管内教育研究会、研修センター研修に積極的に参加を促す学校体制の確立に努めなければなりません。

また、教師自身も自らの心身の健康づくりに気を配り、新しい文化・伝統に親しみ自らを豊かに育てる努力も必要であり、そのことが豊かさのある子どもの育成に寄与することも自覚する必要があります。

学校は組織体であり、教師同志の信頼関係が教育活動をスムーズに動かす力になります。

お互いの力量を高めたり「子どもにとって何が大切か」等、組織体として責務を果たすため校内におけるコミュニケーションの場を大切にし、学校としての一体感を図り、子どもにとって安全・安心な場として信頼できる学校経営に努めることが大切であり、多くの場を通して教育委員会としての支援を惜しまない所存であります。

3. 進路指導について（生き方指導）

急速な社会の変化の中で、自己を律したくましく生き抜く心の育成が重要であり、そのため自立心ある子どもの育成が求め

られています。

各々の発達段階に応じた「生き方」指導を重視し、学校として計画的に教育課程に位置づけ実践しているところがあります。個々の指導を重視し、一人一人の子に適切な指導・助言を行い、自立を促す校内体制の確立を目指します。

4. 生徒指導・就学指導・特別支援など

各学校としては、心の教育・道徳・特別活動・総合学習を通して、具体的に指導しているところがあります。

しかし、今日のような社会変動の激しい中で、指導においても対応の難しさを感じているところがあります。

一人ひとりの子どもを大切に育てるために地域や家庭の理解や支援が必要であり、今後ともPTA活動などを通して、理解を深めていく考えであります。

中川町の子どもは地域における重要な財産であるという見地から、生徒指導連絡協議会・就学指導委員会・地域安全推進協議会など関係機関との強い連携のもと効果的な方策・運営に努めてまいります。

なお、特別支援につきましては、すでに各学校対策委員会を立ち上げ、個々にあった指導の徹底を図っており、今後とも指導を強化し、きめ細やかな配慮の中、個人の尊重を中心として指導体制の確立に努めてまいります。

5. 幼児教育の充実について

中川町幼児センター（認定子ども園）は開所3年目を迎え、時代の流れに沿ったものとしては多くの課題もありますが、一歩一歩子どもたちのために内容の充実を図っております。

幼児センターが、新しい保育指針や幼稚園学習指導要領に沿った就学前教育の場となるよう、保育・教育機能の充実に努めてまいります。

また、保育・教育の効果を高めるために保育者の資質能力を高める必要があり、園内研修や他の機関の研修などに参加できる体制の確立を目指していきます。

何よりも幼児センターが保護者や地域の信頼に応える施設でなければならず、そのための努力が必要であります。

6. 北海道中川商業高等学校について

本町における中川商業高校は道立ではありませんが、中川町における存在価値が高く、町の教育文化に多大の貢献をしております。

教育委員会としてもその価値を評価し、中川町独自の取り組みとして幼小中高一貫教育「ふるさと学習」の中心として地域教育を推進し、多くの町民に理解されてきたところがあります。

しかし、今日の少子化の影響もあり、中川商業高校の入学者・出願者の状況は、平成19年度18名、20年度10名、21年度11名となっており、平成18年度に北海道教育委員会が示した、新たな「高校教育に関する指針」において、再編整備の対象となる現状であります。

この状況を受け、町としても議会・方策検討連絡協議会・教育振興対策協議会などと連携し、新たな方向を探っていくかなければならない状況にあります。

何よりも生徒の側に立った教育的視点を中心として議論を願ひ、より良い方向を検討していかなければならないと考えてお

ります。

「社会教育（生き生きとした生涯学習社会をめざして）」

社会教育の推進につきまして、活動の指針となります「第7期中川町社会教育中期計画」において、「学習の主体者は町民である」という視点に基づき、

- (1) 自ら学び、うるおいのある暮らしと地域を築く、いきいき社会教育活動
- (2) 自ら創り、豊かな個性と生きがいを見つける、さらさら文化活動
- (3) 自ら楽しみ、健やかな心とからだを育む、わくわくスポーツ活動

を社会教育の重点3領域として掲げ、中川町の人的・物的教育資源を活用し、「心の豊かさとうるおいを実感し、楽しみと活力にあふれる地域づくりをめざす」を目標に、事業の推進を図ってまいります。

1. 家庭教育・学習の推進

生きる力を養う教育の根幹をなしているのは家庭や地域であり、それを形成し育てる学習の場も家庭や地域であると考えて

おります。

核家族化、少子化や人間関係の希薄化などによって、家庭・地域の教育力の低下が指摘されている中、家庭や地域が思いを一つにして、互いに連携・協力しながら、教育力を高め、社会全体で子どもたちを守り育ていくことができるよう進めてまいります。

2. 青少年の健全育成

今日的な青少年の課題として、規範意識や倫理観の低下、社会性の未発達、基本的な生活習慣の乱れなどがあることを踏まえ、望ましい生活習慣のもとで規範意識や自律心、思いやりの心を持ち、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、自然体験や生活・社会体験の機会を拡充するなど、学校・家庭・地域社会が相互間の関係を強めて、三位一体となった推進に努めてまいります。

また、青少年育成事業として、児童・生徒の見守り活動に協力をいただいている地域住民・関係機関・団体などとの連携を強化するとともに、教育相談室・愛(Ai)のダイヤルによる悩み相談を、引き続き実施してまいります。

3. 成人・高齢者教育の推進

地域の成人・高齢者は、自ら団体・サークル活動や講座などの学習に努めておりますが、自己の啓発や向上を図るため、多様な学習機会の提供や学習支援の体制づくりも必要と考えております。

また、地域では核家族化が進み、子どもたちとお年寄りや地域の人たちとの会話・交流が少なくなっており、世代を超えた人々との交流を推進することが求められています。

このような中、幼小中高一貫教育として実践している「中川ふるさと学習プロジェクト」において、各種団体やサークルのリーダーが「ふるさと学習」の地域講師として、持てる知識の地域還元を期待しているところがあります。

高齢者学級「ポンピラ塾」では、「楽しく生きがいをもつて学べる」塾の運営を主旨とし、塾生が自主的にカリキュラムを考え、自己を磨く学習内容の編成にあたるるとともに、塾生も地域講師として経験と知恵を「中川ふるさと学習」の中で、幼児センターや小中高校に活かして

まいります。

4. 文化活動の振興

町民に親しみある中川文化を築いていくためには、住民生活に身近な地域資源を活用し、共通の価値観のもとで創り出されたものでなくてはなりません。

地域が一体となって活動する地域文化の発展のため、地域住民が地域を伝えるための仕組みづくりを進めるとともに、児童小劇場、町民文化祭、教育講演会の開催、各種団体・サークルへの支援など、芸術・文化活動を推進してまいります。

また、「斎藤茂吉記念短歌フェスティバル」については、地域に根ざした文化として短歌の心を守り育て、短歌フェスティバルへの参加を促し、文化の継承に努めてまいります。

図書室につきましては、子どもたちが読書(活字)に親しみやすい環境づくりを進めるとともに、読み聞かせボランティア「のいちごの会」と協働するなど、民話の伝承など読解力と創造性を磨かせることのできる図書室の運営に努めてまいります。

5. 社会体育の振興

スポーツ活動は、体力の向上や心身両面にわたる健康の保持・増進に欠くことのできないものであり、更には、活力ある健全な社会の形成に大きく寄与するものであります。

町民がスポーツを通じて、健康で豊かなライフスタイルを築く、「生涯スポーツ社会」を目指し、豊かな自然や地域の特性を活かしたスポーツの振興に努めてまいります。

各種スポーツ大会・教室や指導者養成講習会などを引き続き開催するとともに、スポーツ団体などの活動に支援してまいります。

また、子どもたちの「健やかでたくましい心身」の発達を目指し、自己の体力を評価し、スポーツ活動による体力向上と望ましい生活習慣を身につける機会として、総合型地域スポーツクラブ「ながわキッズ」(仮称)設立準備委員会を設置し、地域の方々とともに実践しているところがあります。

このクラブの活動に多くの地域住民が参加する、「総合型地域スポーツクラブ」となるよう、

関係者と協議し組織化を進めてまいります。

6. エコミュージアムセンター

エコミュージアムセンターは、これまで地域住民のご協力をいただきながら調査・研究を行い、その蓄積してきた中川の地域財産に関するデータやノウハウを活用し、展示や普及事業、ふるさと学習などを進めてまいりました。

また、エコミュージアムセンターは、北大中川研究林、道立林業試験場道北支場などの関係機関の協力をいただきながら「中川ふるさと学習プロジェクト」の実践のなかで、幼小中高一貫教育の中心である「教育センター」としての役割を担ってきたところです。

今後においても、その成果を地域に還元するとともに、近隣の博物館や関連機関、そして大学などと連携し、中川のみならず、天塩川流域、そして道北圏といったテーマの広がりをもつた「ふるさと学習」を進めてまいります。

一方、地域住民とともに蓄積してきた中川の地域財産に関するデータやノウハウは、エコツ

リズム、ジオツリズムなど滞り型体験学習の新しい形として情報発信し、町民の皆様が主役となった地域間交流の拠点としての役割も担ってまいります。また、地域住民とともに、自然をはじめとする中川の地域財産をどのように保全・活用し、そして次世代に継承していくかの仕組みづくりと環境整備を進めてまいります。

エコミュージアムセンターは、「教育センター」として「ふろさと学習」や「学校支援本部事業」の中核を担い、「博物館」

としての機能強化を図るとともに、「情報発信の拠点」「学びと交流の場」として、地域の魅力を発信・伝承する中核施設となるよう、当センターへの多様なニーズに応え、魅力のある事業展開を進めてまいります。

以上、平成21年度 教育行政執行方針といたします。

町議会議員各位並びに町民の皆様へ、より一層のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。



地デジ詐欺にご注意ください

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身に覚えのない工事や代金請求にご注意ください。

たとえば、次のような詐欺が発生しています。

『総務省やテレビ局の名前が書かれた手紙が届き、「地上デジタル放送切りかえ助成金」が支給されるので、手数料の支払いをするように書かれている。』『テレビ局職員』『地上デジタルテレビ受信対策員』を名乗る男が自宅にやってきて、受信工事やテレビの調整の代金支払いを求められた。』

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けたときは、すぐには支払わず総合通信局（総務省の地域機関）、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

【問い合わせ先】

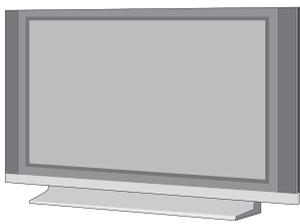
総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
☎0570-070101

（平日 午前9時～午後9時、

土日祝日 午前9時～午後6時）

IP電話などからは

☎03-4334-1111



役場の 執務時間が 変わります

平成21年4月1日から、役場の執務時間が短くなります。

午前8時30分～午後5時30分

← 午前8時30分～午後5時15分

※エコミュージアムセンターなどの利用時間は変わりません。

【問い合わせ先】

総務課総務町政室

☎7-2811

「第5次中川町総合計画基本構想(案)および基本計画(案)」の

諮問に対する答申をいただきました

平成20年12月9日付けで本審議会に諮問のありました「第5次中川町総合計画基本構想(素案)および基本計画(素案)」については、めまぐるしく変化する社会経済情勢の中にあっても、「これまでのまちづくりの歩み」や平成11年度から平成20年度まで掲げてきた「第4次中川町総合計画」の基本理念を継承しながら、かつ平成20年5月に実施した「町民アンケート調査結果」を参考にし、中川町の今後5年間の将来を見据えた「基本的な考え方(基本構想)」および「その取り組み方法(基本計画)」について、慎重に審議をいたしました。

その結果、審議の過程において意見が出され、以下のとおりまとめましたので、「第5次中川町総合計画」の策定に際し、その趣旨を十分に尊重されますよう要望し、答申とします。

はじめに

目標人口の算定について、

人口が減少している状況下、5年後の将来に向けては、国の推計人口をもとにし、かつ様々なまちづくり施策によっての人口維持を考慮しつつも、現人口より、右肩上がりの目標設定にならぬよう留意されたい。

「第5次中川町総合計画」は、町民と行政の協働ですすめていく計画と位置づけ、その策定にあたっては、常用語などの一般表現および専門用語は注釈を入れ、町民にわかりやすい表現に努められたい。

第1章 暮らしやすさを実感するまちづくり

高齢者福祉や高齢者医療について、現行法や現状を踏まえ、中川町の対策を精査し、取り組まれない。

子育て支援や居住環境の整備については、その対策の目的が定住化であることを再認識し、年齢層を問わず地域全体が関係する対策であるよう精査し、取り組まれない。

国民年金事業については、

現行法下で、中川町での対策が明記できるかを精査願いたい。

保健・医療の充実については、食育の推進についても取り組まれない。

地域防災の強化については、災害時の避難に対する要支援者の体制や「サロベツ断層帯」に関わる地震対策についても取り組まれない。

交通安全・防犯対策の充実については、犯罪から青少年を守ることに加え、高齢者が犯罪に巻き込まれることがないよう、高齢者の被害防止にも取り組まれない。

第2章 豊かな自然を堪能するまちづくり

計画的な土地利用について、農地の荒廃化に対する農地利用のあり方にも取り組まれない。

農業の振興については、食の安全や食育の推進を踏まえ、中川の農業振興戦略をたて、取り組まれない。

また、農業を取り巻く厳し

い現状下では、労働力不足の対策についても取り組まれない。

内水面漁業の振興については、さけ・ますふ化事業の推進のほか、天塩川水系の環境保全(自然の管理)の視点も踏まえ、新たな起業化や事業化の調査・検討に取り組まれない。

新たな地域産業おこしについては、農業・林業・商業・工業の連携の推進に取り組まれない。

第3章 すばらしい自然を実感するまちづくり

自然との共生について、森林と親しむだけに留まらず、里山づくりなどに町民参画を取り入れた施策に取り組まれない。

また、自然エネルギーの「太陽光」の活用および「バイオマス」などの新エネルギーの導入についての検討に取り組まれない。

第4章 中川らしい楽しみを実現するまちづくり

地域文化の振興について、歴史と文化遺産の継承をするうえで「中川町エコミュージアム構想」をもとに精査し、取り組まれない。

第5章 誇らかな町を実感するまちづくり

交流人材の受け入れ体制づくりについて、「なががわファン」の拡大や組織づくりに対する支援に取り組まれない。「行政運営」および「財政運営」については一本化を検討し、「行財政の運営の充実」に取り組まれない。

また、信頼される行政の施策について、行政内部の取り組みに限らず、「民」の視点を取り入れた「外部(地域)組織」の構築などに取り組まれない。

【問い合わせ先】

総務課企画財政室

☎ 7-2819

プロジェクト北の杜通信

『中川町で自然を学ぼう』 「雪の杜」お楽しみの厳冬暮らし遊び体験ツアーを開催しました

美瑛町、中川町、中頓別町でそれぞれ開催した『「雪の杜」お楽しみの厳冬暮らし遊び体験ツアー』のうち、2月12日から15日に開催した中川町のツアーには、道内外から10名の方々が参加しました。

ツアー中の食事は、手作りの

漬物、コンスープ、かぼちゃ団子汁など、地元の食材を多く取り入れた献立で中川の食を愉しんだほか、星澤先生レシピのごぼうと鶏肉の炒め煮や、手作りの生キャラメル、アロニア（黒いナナカマド）を使ったジュースやゼリーが食卓に花を添

えました。また、中川産のそば粉を使った十割そばづくりも体験しました。冬ならではの活動として、スノーモビルで引つ張るボートで雪原を滑走し、また、凍った天塩川でチカ釣りを愉しみました。川とともに愉しみのあふれる

森では、西洋かんじきや山スキーを履いて木々の間を縫いながら、冬の動植物の営みの様子を目の当たりにしました。クマガエラが木に開けた穴やユキウサギの足跡を観察し、中川の森を代表するアカエゾマツの人工林では間伐体験で林業の一端にも触れました。野外での昼食では、倒木や枯れ枝を集めて雪上での焚き火を囲んでほっとひと息つきながら、ゆつたりと流れる中川の時間を愉しみました。

ご協力いただいた方々
鎌田守さん、菊田浩司さん、菊田慎二さん、今野紀男さん、三箇利勝さん、高木忠さん、西野孝信さん、山村英幸さん、エコミュージアムセンター運営協力ボランティア「エコール咲く」の皆さん、北海道大学中川研究林の皆さん、北海道立林業試験場道北支場の皆さん（順不同）

【問い合わせ先】

総務課企画財政室

☎ 7-2819

長く厳しい冬にも、冬にしか味わうことができない魅力や素材がたくさんあります。それらたくさん地域の魅力とその魅力を引き出す町民の方々の思いが参加者に伝わり、中川の愉しみを発信することができた4日間となりました。



所得がない学生の方には 国民年金保険料の特例制度があります

所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などによって障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防ぐため、申請していただくと保険料の納付が猶予されます（所得のある学生の方は、所得の額が基準額以下

学生納付特例期間の年金はこうなります

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	受給資格 期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に 算	○ されます	× されません	× されません

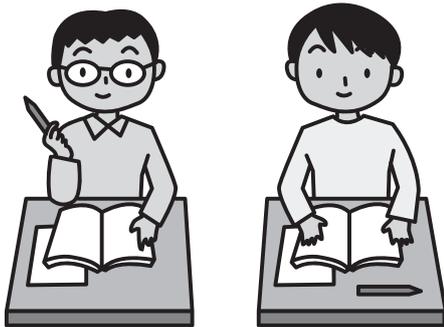
下のときに特例を受けられます。

- ・ 障害基礎年金と遺族基礎年金を受け取るには一定の要件があります。
- ・ 学生納付特例を受けた期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。

- ・ 学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納めること（追納）ができます（ただし、学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます）。
- ・ 保険料を追納するには、申込書の提出が必要になります。

【問い合わせ先】

旭川社会保険事務所
☎ 0166-27-1611
社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp>



公的年金を受けている 65歳以上の方で、個人住民税を 納税されている方へのお知らせ

平成21年10月から、公的年金など（老齢年金、老齢厚生年金、退職共済年金など）の所得に対する個人住民税（町・道民税）のお支払い方法が変わります。

公的年金を受け取っていて、住民税の納税義務のある方は、今回の制度導入により住民税が公的年金から特別徴収（天引き）されることとなります。

■対象となる方
年齢が65歳以上（平成21年4月1日現在）の公的年金受給者で、住民税の納税義務のある方

■対象となる税額
公的年金などの所得額に応じた税額が特別徴収（天引き）の対象となります。

■実施時期
平成21年10月支給分の年金から特別徴収（天引き）されます。また、この制度は住民税のお支払い方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。

なお、特別徴収（天引き）

の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、21年度の税額の半分については、平成21年6月と8月に納税通知書または口座振替により納めていただきます。

また、年金所得以外の所得に対する住民税及び特別徴収（天引き）の対象とならない方の住民税については、従来どおり納付書や口座振替で納めていただきます。特別徴収（天引き）の対象となる方については、6月中旬に送付する納税通知書に説明文を同封する予定です。

【問い合わせ先】

住民課住民サービス室
☎ 7-2814

保健だより

【今月のテーマ】平成21年度の各種健診・検診の日程をお知らせします

■特定健康診査を受けましよう

健診は、7月と11月に旭川厚生病院と旭川対がん協会が実施します。今年度から、健診をスムーズに受診していただくために、国保以外の医療保険に加入している方の日程を設けています。

また、特定健診は、中川町立診療所で受診することができます。詳しいことは、各種健診調査票（申込書）をお送りするときにお知らせします。

■胃・肺・大腸がん検診のみでも受診できます

特定健診や健診と同じ日に受診したり、それぞれ単独で受診することもできます。

■それぞれの対象年齢の方には、6月に「各種健診・検診調査票（申込書）」をお送りします。

申込書でお申込みをお願いします。
内容の詳細は、申込書と併せてお知らせします。

詳しいことは、
回覧でお知らせします。

健診・検診名	対象者 (平成22年3月31日年齢)	場所	日程	備考	
特定健診	40～74歳の町民	中川町国民健康保険加入者	保健センター	7月27日(月)～29日(水) 11月2日(月)	
		その他の医療保険の方	佐久地区公民館	7月31日(金)	
			保健センター	7月30日(木)	
健診	20～39歳の町民 (中川町国保加入者 およびその他の医療 保険の被扶養者)	保健センター	7月27日(月)～29日(水) 11月2日(月)		
		佐久地区公民館	7月31日(金)		
胃・肺・大腸 がん検診	35歳以上の町民	保健センター	7月27日(月)～30日(木) 11月2日(月)		
		佐久地区公民館	7月31日(金)		
子宮がん検診	20歳以上の町民	保健センター	10月6日(火)		
乳がん検診	30歳以上の町民	保健センター	9月29日(火) 10月6日(火)		
結核検診	65歳以上の町民	保健センター	7月28日(火)～29日(水)		
		佐久地区公民館	7月31日(金)		
エックス線 胸部レントゲン 検査	10歳以上で、年齢が 5歳刻みの町民	保健センター	7月27日(月)～30日(木)		
		佐久地区公民館	7月31日(金)		

まちの ご長寿さん & 赤ちゃん

喜寿おめでとうございます。



佐藤洋子さん(77歳) 中ヶサエさん(77歳)

米寿おめでとうございます。



小池光平さん(88歳)



ひすい
羽野緋彗ちゃん
お父さん 佑希さん
お母さん 昭子さん

保・健・掲・示・板 個 対象者に個人通知します。

【問い合わせ先】 住民課幸福推進室 保健師 ☎7-2813

予防接種 BCG予防接種 個

- ◆対象=3ヶ月以上6ヶ月未満の乳幼児
- ◆日時=4月1日(水) 13:30~14:30
- ◆場所=診療所
- ◆持ち物=母子手帳・予診票

予防接種 ポリオ予防接種 個

- ◆内容=3ヶ月以上の乳幼児
- ◆日時=4月7日(火) 10:45~11:00
- ◆場所=診療所
- ◆持ち物=母子手帳・予診票

相談 ポンピラアクア リズイング健康相談

- ◆内容=血圧測定・健康相談
- ◆日時=4月14日(火) 13:30~14:30
- ◆場所=ポンピラアクアリズイング 2階休憩室

献血 献血

- ◆対象=16歳以上の方
- ◆日時=4月13日(月) ポンピラアクアリズイング前 11:00~12:00
- 役場前 13:00~14:20
- 農協前 14:30~15:10
- 佐久地区公民館前 15:30~16:00

相談 一般健康相談

- ◆内容=妊婦・乳幼児・成人・高齢者健康及び栄養に関する相談
- ◆日時=4月7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火) 13:00~16:00
- ◆場所=保健センター
- ◆持ち物=母子手帳・健康記録など

教室 貯筋体操教室

- ◆内容=体力維持のための体操
- ◆対象=おおむね65歳以上の方
- ◆日時・場所
4月16日(木)
・大富二会館 10:30~11:45
・5区会館 13:30~14:45
4月17日(金)
・佐久ふるさと伝承館 10:30~11:45
・保健センター 13:30~14:45

こんにちは 中川町地域子育て支援センター「まめちょ」です

風の冷たさに身を縮める日もありますが、日一日と暖かさが増していきます。身支度や足元が軽くなり春を実感しますが、雪解けを心待ちしていたのは木々や草花も同じですね。これから少しずつ街中の花壇から顔をのぞかせる花の色が、長い冬に閉ざされ少しかだけ重たくなっていた気持ちを軽くしてくれます。

あわただしい子育てと生活の中に“笑顔と会話とゆっくりとした時間”を持つことができる場づくりを大切にして活動を進めていきます。地域の皆さんも気軽に遊びに来てください。お待ちしております。

《4月の活動予定》

場 所	内 容
14日(火) 幼児センター	幼児センター開放 9:30~11:30
15日(水) 児童センター	あそびの広場 10:00~12:00 「親子料理」
22日(水) 児童センター	あそびの広場 10:00~12:00 「制作あそび」
遊び場開放	月・火 10:00~12:00 13:00~16:00 金 10:00~12:00
場 所 今月の開放日	児童センター(旧幼稚園) 3日・6日・7日・10日・13日・17日・20日・21日・24日・27日・28日
* 開放日の日程が変更になる場合がありますがご了承をお願いします。	

中川町地域子育て支援センター「まめちょ」 児童センター内(旧幼稚園)

TEL/FAX 7-2022

担当: 古川真裕美 ふるかわまゆみ

中川消防支署からのお知らせ

火災予防運動が始まります

4月20日から4月30日まで「春の全道火災予防運動」が行われます。この運動は、空気の乾燥や強風が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止するもので、今年は「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」を統一標語に住宅防火対策の推進などを目標に展開されます。また、消防支署では期間中に消防車による広報活動や防火対象物の立入検査などを行いますのでご協力をよろしく願います。

住宅用火災警報器があなたの命を助けます！

住宅用火災警報器は設置しましたか？

平成16年6月に消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。上川北部消防事務組合では火災予防条例を改正し、平成18年6月1日から新築の住宅に適用になりました。

今お住まいの住宅は、5年間の猶予期間を設け平成23年6月1日から義務となります。

住宅火災による死者が増えています。あなたの命を守る住宅用火災警報器を安全・安心のために、早期に設置しましょう。



**火災・救急
出動件数**
火災出動 0 件
救急出動 3 件
平成21年2月28日現在

中川消防支署へのご相談、お問い合わせは ☎ 7-2119 番まで

駐在所からのお知らせ



◎悪質な訪問販売などの被害に遭わないために⑦

- 1 その取引をすることになったきっかけ
 - ・ 広告など（新聞広告、折込チラシ、雑誌広告、ダイレクトメール、インターネット、投込みチラシなど）
 - ・ セールスマンの勧誘（家庭訪問、職場訪問、電話、街頭でのキヤッチ、八ガキでの呼び出しなど）
 - ・ 知人からの誘いや紹介
- 2 契約までの経緯
 - ・ いつ、どこで、どのような方法で
 - ・ 接触の方法
 - ・ セールストークの内容
- 3 申し込みや契約の決心をした動機
 - ・ なぜ契約したのか
 - ・ その時点で、どういうものと思っていたか
- 4 申し込みや契約の状況
 - ・ いつ、どこで、どのような方法で
 - ・ □頭の場合、何と言ったのか
- 5 渡されている書面
 - ・ 契約書の署名、捺印（どういう書面に、誰が何を書いたのか）
 - ・ 契約書の控えをもらっているか
 - ・ その他、渡されている書類はあるか（名刺、領収書、支払い明細書、パンフレット、メモ書き、注文書、納品書、請求明細書、特定商取引に関する法律、割賦販売法など、書面公布の義務づけのある取引をしているとき、書面の必要記載事項はすべて書かれているか）
 - ・ 特に、特別の取り決めのようなものがないか
- 6 クレジット契約のとき、本人確認の手続き
 - ・ クレジット契約をしているとき、クレジット会社の本人確認の手続きはあったか
 - ・ どのような内容だったか
- 7 商品の引渡し、使用、役務の提供を受けているか
 - ・ いつ、どのような方法で消費や役務の提供を受けたか
 - ・ 商品の使用状況
 - 8 何をきっかけに、いつ、どのようにして不満や不安が生じたか
- 9 販売事業者やクレジット会社などに申し出ているか
 - ・ いつ、どの誰に、どのように申し出たか
 - ・ どのような対応が、どこからあったか

ありがとうございます
たいせうございます

社会福祉協議会、一心苑に
寄付

・ 父（孝尚様）死去に際して
千葉 高行 様
・ 社会福祉推進のために
匿名（1名） 様

一心苑に寄贈

季節のものを含めて次の
方々より「志」
大富 二婦人部 様

謹んでお悔やみ
申し上げます

安川 千葉孝尚 様（82歳）

の
おすすめ



「気をつけ、礼」

重松 清 著

センセ、オトナには、なして先生がおらんのでしょうか。僕はあの頃の先生より歳をとった。それでも、先生はずっと僕の先生だった……。人生で最初に出会う大人、教師との、ほろ苦く、温かい思い出が蘇る感動短編集。



「プレゼント」

星野 夏 著

「こうちゃん。がんばるから見ていて」。絶望から救ってくれた恋人を亡くした私は、看護師になるため前進し始めた。「あおぞら」の著者が、看護学生として立ち会った感動の成長の日々、「命」に対する思いを綴る。



「Q」

リチャード・ワイズマン
殿村直子 訳 著

「浮気は第三者からバレルって、ほんとか？」「どうして、運のいい人と悪い人がいるの？」私たちの何気ない行動には訳がある。イギリスBBCのテレビ番組で人気の心理学者による、心の解体新書。



「前略、がんばっているみんなへ」

北島康介 著

北島選手から、夢を追いかけ、がんばっている子どもたちへのメッセージ。北島語録、平井コーチが語る秘話など、これまでの軌跡もわかる。

議会・各種委員会の開催状況

2月24日
第1回臨時町議会
議会運営委員会
議員全員協議会
国民健康保険運営協議会
2月25日
第4期介護保険事業計画・
第2期中川町障害福祉計画策定委員会
農業委員会総会
3月2日
中川町選挙管理委員会

3月3日
議員全員協議会
3月4日
議会運営委員会
3月5日
教育委員会議
3月9、12、17日
第1回定例町議会
3月16、17日
予算審査特別委員会

まちの文芸

〔短歌〕

「西の空ごらん」とふ電話に出で見れば凍て空に並ぶ月と金星
淡々と落ち来る雪を袖に受け息つめて視る六花結晶
怒りもて迫るがごとく降る雪にたじろぐ我の老いぞ寂しき
幼な子の髪かきよせて結いやればりボン揺らして部屋駆け回る
刻かけて紐の結び目ほどきけり中味を見たき心抑へて
口の中にほろり解れる塩むすび食みつつ思う「瑞穂」とう言葉
標を確と結びて袖初め父の身支度今に偲ぶる
厳冬に「元氣ですか」と一言のポストカードが心を結ぶ
ロシヤ産の苗木無償でもらいしが丈夫に育ち黒き実結ぶ

鎌田 陽子
小林 淑子
佐竹 敏章
千葉 征子
古市 和子
山内 智子
山内 ミツエ
山下 博子
山田 昇

〔俳句〕

寒林に入口出口袖の径 千葉 征子
細雪別れのあとを消してゆく 山下 博子
青空を確と支へて冬木の芽 古市 和子

短歌同好会 俳句紫苑会

連絡先(どちらも) 古市和子さん
☎7-12850

天塩川だより

～近隣のまちの情報をお届けします～

「塩狩峠記念館オープン」

和寒町

とき 平成21年4月1日
ところ 塩狩峠記念館
内容 作家三浦綾子さんの代表作「塩狩峠」が執筆された部屋や当時を物語る生活空間を再現し、小説にまつわる貴重な資料などが展示されています。この機会にぜひお越しください。

お問い合わせ先

和寒町役場産業振興課 電話 0165-32-2421

(上川北部地区広域市町村圏振興協議会提供)

こくほ ご存じですか？

加入・喪失の届け出は14日以内に！

4月は、転入、転出、就職、進学など異動が多い時期です。次に該当するときには、14日以内に届け出をお願いします。

国保に加入するとき

- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・他の市町村から転入してきたとき
- ・子供が生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・他の市町村に転出するとき
- ・国保の被保険者が死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき

注 進学のため転出する場合には、中川町の国保に加入したままとなりますが、学生であることの届け出（在学証明書）が必要です。

Q. 会社の健康保険に入りましたが、会社の保険証が届くまでの間、国保の保険証は使えますか？

A. 会社の健康保険の加入日以降は、国保の保険証を使うことはできません。もし、健康保険の加入日以降に国保の保険証を使って病院などを受診されたときには、国保が負担した医療費を後で返還することになります。

会社の保険証が届くまでの間に、病院などを受診される場合には、会社から健康保険の加入証明書を交付してもらってから受診されるか、「就職したけれど保険証がまだ届いていない」ことを病院などの窓口申し出てください。



しあわせ
問い合わせ先 住民課幸福推進室 ☎7-2813

食育通信 「食」に関する情報をお伝えします！

食や栄養に関する事で気になることがありましたらお気軽にご相談ください

食事は、私たちの身体や心をつくる大切な営みです。食をめぐる環境の変化に伴って、肥満や生活習慣病が年々増加しています。

中川町では、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るために、各個人に合わせた栄養支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

◆栄養相談

対象者	内容	日程	場所
乳幼児	健やかに成長するために、月齢や年齢にあわせた食の相談	・乳幼児健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診、すくすく相談会（子育て支援センター）と同時に実施 ・随時（事前にご相談ください）	保健センター
妊婦	妊娠週数と個人の健康状況にあわせた適切な食の相談	毎週火曜日の午後1時～4時 この時間以外での相談も出来ますので、事前にご相談ください。	保健センター
町民	●バランス食を基本に、個々の生活にあわせた食の相談 ・メタボリックシンドロームの予防や改善 ・生活習慣病の予防（高血圧、糖尿病、脂質異常、腎臓病）など ●健康の維持・増進		
生活習慣病治療中の方	高血圧、糖尿病、脂質異常症（高コレステロール血症）、腎臓病など		

◆栄養訪問 ご自宅に伺って栄養のお話しをしています。お気軽に声をかけて下さい。

しあわせ
問い合わせ先 住民課幸福推進室 栄養士 ☎7-2813

裁判員制度の本格施行を控えて

裁判員裁判の審理プロセス

いよいよ今年の5月21日から、裁判員制度が始まります。ただ、「裁判ってどんなふうに進んでいくんだろう」と思っている方もいらつしやるのではないのでしょうか。

そこで、今回は、裁判員裁判の法廷で行われる「審理」についてお伝えします。

裁判員裁判の法廷で行われる審理の流れは、次のとおりです。

1 冒頭手続

冒頭手続では、まず、裁判長が被告人の氏名などを確認し(人定質問)、検察官が起訴状を朗読します(起訴状朗読)。次に、裁判長が被告人に話したくないことは話さなくてもいいことなどを説明し(黙秘権などの告知)、被告人と弁護人が起訴状に書かれている事実について、言い分を述べます(罪状認否)。

2 証拠調べ手続

証拠調べ手続では、まず、検察官が証拠によって証明しようとする具体的な事実関係を主張し、弁護人も被告人の立場から、

具体的な事実関係を主張します(検察官と弁護人の冒頭陳述)。

次に、事件に関係する証拠物や証拠書類、証人を取り調べます。被告人からも話を聞きます(証拠の取調べ)。

3 弁論手続

弁論手続では、検察官が事件についての意見と、被告人に与えるべきと考える刑を述べ(論告、求刑)、最後に、弁護人や被告人が事件についての意見を述べます(弁論、最終陳述)。

裁判員制度についての情報は、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.sahbanin.courts.go.jp/>)にも掲載されていますので、ぜひご覧ください。

【問い合わせ先】

旭川地方裁判所事務局総務課
☎0166-5116255

自衛官を募集します

種目

- ① 一般曹候補生
- ② 一般・技術幹部候補生
- ③ 歯科幹部候補生
- ④ 薬剤科幹部候補生
- ⑤ 予備自衛官補(一般公募)
- ⑥ 予備自衛官補(技能公募)

応募資格(年齢の計算基準日は、①④が平成22年4月1日、⑤⑥が平成21年7月1日)

- ① 18歳以上27歳未満
- ② 22歳以上26歳未満(大学院修士学位取得者は、28歳未満)
- ③ 20歳以上30歳未満
- ④ 20歳以上26歳未満
- ⑤ 18歳以上34歳未満
- ⑥ 18歳以上53歳、54歳、55歳未満(保有する技能により)

※③④は、歯学および薬学それぞれの課程を修めた大卒者(卒業見込みを含みます)

募集期限

- ①②③④は、平成21年5月12日まで
- ⑤⑥は、平成21年4月13日まで

試験日

- ① 平成21年5月23日(土)
- ② 平成21年5月16日(土)、17日

日(日) ※17日は、飛行要員

- ③④ 平成21年5月16日(土)
- ⑤ 平成21年4月18日(土)
- ⑥ 平成21年4月19日(日)

【問い合わせ先】

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所
☎01654-2-3921
名寄市西1条南9丁目45

建設業者、宅地建物取引業者の皆様へ、保険などの準備はお済みですか?

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成21年10月1日から施行されます。この日以降に引き渡す住宅は、保険か供託が必要です。特に、保険は工事中に検査を行うため、着工前の申し込みが必要ですので、準備をよろしくお願います。

【問い合わせ先】

中川町役場経済課環境整備室
☎7-2815

住宅を購入される皆様へ、保険や供託の確認をお忘れなく

平成21年10月1日以降に引き渡される住宅には、法律により、

事業者には特有の身体的特徴があることを踏まえて、女性の健康上の相談に応じ、健康の保持や増進、予防に関する「女性の健康サポートセンター」を開設しました。

名寄保健所に「女性の健康サポートセンター」ができました

【問い合わせ先】
中川町役場経済課環境整備室
☎7-2815

妊娠、出産、子育て、不妊、思春期や更年期の心身の健康についての相談など、女性のライフサイクルに応じて対応していきます。特に、これまで相談先がわかりにくかった不妊についての相談や治療費助成制度についての相談に応じたり、専門的な相談機関の情報も提供しています。

毎月1回「女性の健康相談の日(毎月第1金曜日の午前10時〜正午)」を設けて、予約による相談に対応するほか、随時電話による相談を受け付けています。

お知らせ

す（いずれも相談料は無料です）。

【問い合わせ先】

名寄保健所相談室

☎01654-3121

（代表番号です）、ご相談の際は「女性の健康相談のこ」とで」とお伝えください）

労働保険の年度更新

時期が変わります

平成21年度から労働保険の年度更新時期が、社会保険の算定基礎届の提出期間と統一され、6月1日から7月10日までとなります。

労働保険料の算定対象期間は、従来どおり4月1日から3月31日です。また、年度更新申告書は、6月初旬に郵送されます。

【問い合わせ先】

名寄労働基準監督署

☎01654-213186

国家公務員採用試験

のお知らせ

（大学卒業程度）

■国家公務員採用I種試験

受付期間 平成21年4月1日

（水）～4月8日（水）

■国家公務員採用II種試験

受付期間 インターネットでは

平成21年4月11日（土）～4月15日（水）、郵送または持参では平成21年4月13日（月）～4月22日（水）

受験資格などの詳しい内容は、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

人事院北海道事務局第二課試験係

☎011-241-1248

平成21年度

労働基準監督官を

募集します

■受験資格

昭和55年4月2日から昭和63年4月1日の間に生まれた方、昭和63年4月2日以降に生まれ、大学を卒業した方と平成22年3月までに大学を卒業する見込みの方、人事院が大卒と同等の資格があると認める方

■第一次試験

平成21年6月14日（日）

■第二次試験

平成21年7月22日（水）、23日（木）のうち、指定された一日

■受験申込書請求先

人事院北海道事務局、北海道労働局、名寄労働基準監督署

■受験申込書提出先

北海道労働局総務部総務課

〒060-8566 札幌市北

区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階 ☎011-709-2311

【問い合わせ先】

名寄労働基準監督署第一課

☎01654-213186

セーフティネット

貸付を拡充します

日本政策金融公庫（国民生活事業）では、2次補正予算の成立によるセーフティネット貸付のさらなる拡充によって、中小企業の皆さまへの支援体制を一層強化しています。

また、資金繰りの円滑化のため、新規融資に際し、既存公庫（国民生活事業）融資分と合わせて一本化する借換需要にも対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

《経営環境変化資金》

■ご利用いただける方

社会的、経済的環境の変化などにより、売上や収益が減少するなど、業況が悪化している方（新たに設置される中小企業金融特別相談窓口にご相談いただけます）

■資金のお使いみち

運転資金、設備資金

■融資額

4,800万円以内
■返済期間（据置期間）
運転資金 8年以内（3年以内）
設備資金 15年以内（3年以内）

《金融環境変化資金》

■ご利用いただける方

金融機関の再編、合理化などにより、資金繰りに困難をきたしている方

■資金のお使いみち

運転資金、設備資金

■融資枠

別枠4,000万円以内（ほかの貸付制度とは別にご利用いただけます）

■返済期間（据置期間）

運転資金 8年以内（3年以内）
設備資金 15年以内（3年以内）

【問い合わせ先】

株式会社日本政策金融公庫旭川支店国民生活事業

☎0166-2315241

太平洋・島サミット開催

平成21年5月22日と23日、上川支庁管内の占冠村トママで、太平洋・島サミットが開催されます。

太平洋諸島の16の国・地域の首脳と日本の総理が一堂に

会し、太平洋地域のこれからのついて話し合いが行われます。

会議の成功に向けて、道民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

道庁知事政策部国際課

☎011-204-5091

「国の教育ローン」を

ご利用ください

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学などに入学や在学するお子様をお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

ご利用いただけるのは、融資の対象となる学校に入学や在学される方の保護者で、扶養する子どもの数が1人の場合は、給与所得が790万円以内（事業所得者は590万円以内）の方です。なお、子どもの数に応じて給与所得額（事業所得額）の制限が引き上げられます。

■融資額は、お子様お1人につき200万円以内で、利率は年2.45%（平成21年1月15日現在）となっています。

【問い合わせ先】

国民政策金融公庫旭川支店

☎0166-2315241

3月22日▶5月2日

まちのカレンダー

(行事日程・場所に変更になる場合があります。)

日	Sunday	月	Monday	火	Tuesday	水	Wednesday	木	Thursday	金	Friday	土	Saturday
3/22		23		24	■小中学校「修了式、離任式」 ■幼児センター「修了式」	25	■幼児センター「短時間児春休み」(31日まで)	26	■森の学校ジュニア2009冬【エコ】(27日まで)	27	■図書室おはなしあそび【山セ】15:00	28	
29		30	■町民スキー場シーズン終了	31		4/1	■1歳6ヶ月・3歳児健診【保セ】12:40~13:00 ■BCG予防接種【診】13:30~14:30	2		3	■図書室おはなしあそび【山セ】15:00 ■町内会自治会文書配布日	4	■図書室小学生のお話し会【山セ】14:00
5		6	■小中学校「入学式」	7	■一般健康相談【保セ】13:00~16:00 ■ポリオ予防接種【診】10:45~11:00	8		9		10	■図書室おはなしあそび【山セ】15:00	11	
12	■春季町民バドミントン大会	13	■献血【ポンピラアクアリズイング前】11:00~12:00【役場前】13:00~14:20【農協前】14:30~15:10【佐公前】15:30~16:00	14	■ポンピラアクアリズイング健康相談13:30~14:30 ■一般健康相談【保セ】13:00~16:00 ■幼児センター開放【幼セ】9:30~11:30	15	■まめちよあそびの広場「親子料理」【児セ】10:00~12:00	16	■貯筋体操教室【大富2】10:30~11:45【5区】13:30~14:45	17	■図書室おはなしあそび【山セ】15:00 ■貯筋体操教室【伝承】10:30~11:45【保セ】13:30~14:45 ■町内会自治会文書配布日	18	
19		20		21	■一般健康相談【保セ】13:00~16:00	22	■まめちよあそびの広場「制作あそび」【児セ】10:00~12:00 ■ふれあい昼食会【山セ】11:00~	23		24	■図書室おはなしあそび【山セ】15:00	25	
26		27		28	■一般健康相談【保セ】13:00~16:00	29(昭和の日)		30		5/1	■図書室おはなしあそび【山セ】15:00	2	■図書室小学生のお話し会【山セ】14:00

日	月	火	水	木	金	土
休み	資源ごみ紙おむつ	生ごみ	一般ごみ	農村地区	生ごみ	休み

● 広報なかがわ
5月号は4月17日(金)発行です

※町立診療所では月・火・木・金曜日は1日診療(水曜日は午前中のみ診療:第1・第4水曜日、第3木曜日午後はサテライト事業の特定科目を診療)。

※町立歯科診療所では月~金曜日は1日診療。

※場所の表示は以下のとおり省略しています。

【山セ】=山村開発センター 【保セ】=保健センター 【佐公】=佐久地区公民館 【トレ】=農業者トレーニングセンター
【幼セ】=幼児センター 【児セ】=児童センター 【エコ】=エコミュージアムセンター 【診】=町立診療所
【歯】=町立歯科診療所 【バ】=パークゴルフ場 【プ】=町民プール 【1区】=1区会館 【2区】=2区会館
【4区】=4区会館 【5区】=5区会館 【誉1】=誉一会館 【誉2】=誉二会館 【大富2】=大富二会館
【伝承】=佐久ふるさと伝承館 【ぬ】=ぬくもり 【ナポ】=ナポートパーク

☆ふるさと今月のキラリ☆



ひな人形に変身！

まめちよ「ひな祭り会」では、折り紙を使ったひな人形の壁飾りを親子でつくり、お内裏様とおひな様の衣装で写真を撮り、日本の伝統文化に触れながら、春を感じるひとときを過ごしました。

発行 中川町 編集 総務課総務町政室 印刷 国 境

町の人口

(2月28日現在)

人 口	1,932人 (+5)
男	955人 (+1)
女	977人 (+4)
世帯数	919戸 (+1)

()は前月末との差を示します。

今月の表紙

幼児センターの子どもたちが、町民スキー場でチューブすべりやブルーシートすべりを楽しみました。「寒さなんて、へっちゃら!」という声が聞こえてきそうな、たくさんの笑顔がスキー場にあふれました。

